

議案第 3 3 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 0 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 6 を次のように改める。

別表第 1 6（第 2 条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下この表
において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅 1 件につき 床面積の合計 2 0 0 平方メートル未満のもの の 3 9, 0 0 0 円 2 0 0 平方メートル以上のも の 4 7, 0 0 0 円 イ 共同住宅等又は複合建築物の うち住戸の部分 1 件につき 戸数が 1 戸のもの 4 7, 0 0 0 円

戸数が2戸以上5戸以下のもの 127,000円

戸数が6戸以上10戸以下のもの 142,000円

戸数が11戸以上25戸以下のもの 187,000円

戸数が26戸以上のもの 257,000円

ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの 115,000円

300平方メートル以上のもの 150,000円

エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの 253,000円

300平方メートル以上のもの 326,000円

備考

- 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなし

た場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。

2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。

3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 42,000円

5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 42,000円

- (2) 2戸以上5戸以下のもの 117,000円
- (3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円
- (4) 11戸以上25戸以下のもの 160,000円
- (5) 26戸以上のもの 212,000円

6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 105,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの 134,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 243,000円
- (2) 300平方メートル以上のもの 310,000円

8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した額とする。

9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。

10 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価

		<p>機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>1 1 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請</p>
		<p>ア 一戸建ての住宅 変更に係る戸数1件につき 床面積の合計 200平方メートル未満のもの 21,000円 200平方メートル以上のもの 24,000円</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 変更に係る戸数1件につき 戸数が1戸のもの 24,000円 戸数が2戸以上5戸以上のもの 64,000円 戸数が6戸以上10戸以下のもの 71,000円 戸数が11戸以上25戸以下のもの 94,000円 戸数が26戸以上のもの 130,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物のうち工場等の</p>

	<p>用に供する部分</p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 58,000円</p> <p>300平方メートル以上のもの 75,000円</p> <p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p> <p>1 件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 127,000円</p> <p>300平方メートル以上のもの 163,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料</p>	

の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例により算定した額を合算した額とする。

4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 21,000円

5 イに係る申請者に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 53,000円

(2) 300平方メートル以上のもの 67,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とす

	<p>る。</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 122,000円</p> <p>(2) 300平方メートル以上のもの 155,000円</p> <p>8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>10 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>11 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
--	--

別表第18を次のように改める

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に関する事務

1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	ア 非住宅建築物又は複合建築物に係る非住宅部分（以下この表において「非住宅建築物等」という。）のうち工場等の用に供する部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年
---	----------------------	-------------------------------------	---

経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この表において「第1条モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
20,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの
29,000円

イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)

1件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
22,000円

300平方メートル以上500平方メートル以下のもの
31,000円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分(第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)

1件につき

			<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p>
2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル</p>

建物法基準による判定に係るものを除く。)

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの
11,000 円

300 平方メートル以上500
平方メートル以下のもの
15,000 円

ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの
50,000 円

300 平方メートル以上500
平方メートル以下のもの
65,000 円

エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）

1 件につき

床面積の合計

300 平方メートル未満のもの
87,000 円

300 平方メートル以上500
平方メートル以下のもの

			117,000円
3	軽微変更該当証明申請手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する事	<p>ア 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの</p>

			<p>の 50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 65,000円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 117,000円</p>
		<p>備考</p> <p>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</p> <p>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</p>	
4	建築物エネ	法第34条の規定に基	ア 非住宅建築物等（省令第10条

<p>ルギー消費 性能向上計 画認定申請 手数料</p>	<p>づく建築物エネルギ ー消費性能向上計画 の認定</p>	<p>第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この表において「第10条モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等(第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上500平方メートル以下のもの 43,000円</p>
--	--	---

			<p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの 申請に係る戸数1件につき 4戸以下のもの 237,000円 5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数1件につき 4戸以下のもの 129,000円 5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
		<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判</p>	

定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 88,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 163,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの 34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

		<p>(1) 4戸以下のもの 227,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円</p> <p>7 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>8 備考2の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考3又は備考4の例により算定した額と備考6又は備考7の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定	<p>ア 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 50,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 65,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。）</p>

1 件につき

床面積の合計

300平方メートル未満のもの
87,000円

300平方メートル以上500
平方メートル以下のもの
117,000円

ウ 一戸建ての住宅

1 件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの
21,000円

200平方メートル以上のもの
23,000円

エ 共同住宅等又は複合建築物の

うち住戸の部分であって、共用部
分の設計一次エネルギー消費量
を算出するもの

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 119,000
円

5戸以上15戸以下のもの
135,000円

オ 共同住宅等又は複合建築物の

うち住戸の部分であって、共用部
分の設計一次エネルギー消費量
を算出しないもの

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 65,000
円

5戸以上15戸以下のもの
81,000円

備考

- 1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。
- 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。
- 4 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円
 - (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円
- 5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた

金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 82,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 20,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 125,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 71,000円

9 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考7又は備考8の例により算定した額を合算した額とする。

10 法第36条第2項において準用する法第35条第2

		<p>項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
6	<p>建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定</p>
		<p>ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円</p> <p>イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p>

200平方メートル未満のもの
21,000円

200平方メートル以上のもの
22,000円

エ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ(2)i及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）

1件につき

床面積の合計

200平方メートル未満のもの
39,000円

200平方メートル以上のもの
43,000円

オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 102,000円

5戸以上15戸以下のもの
117,000円

カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に

係るものを除く。)

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 237,000

円

5戸以上15戸以下のもの

269,000円

キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 58,000

円

5戸以上15戸以下のもの

76,000円

ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。)

申請に係る戸数1件につき

4戸以下のもの 129,000

円

5戸以上15戸以下のもの

161,000円

備考

1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、

当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ
ア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分
の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算
した額とする。

2 アに係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した当
該申請に係る法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合
していることを証する書類（以下この表において「適合
証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある
場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額か
ら減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下
のもの 113,000円

3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判
定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添
付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合
計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料
の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの 163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下
のもの 218,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した
適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手
数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた
金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 16,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 17,000円

5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した

適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの 38,000円

6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 97,000円

7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 249,000円

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 56,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、

それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円

10 備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第16（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第16（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅 1件につき 床面積の合計 <u>200平方メートル未満のもの 39,000円</u> <u>200平方メートル以上のもの 47,000円</u> イ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 1件につき 戸数が1戸のもの 47,000円 戸数が2戸以上5戸以下のもの 127,000円	1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定	ア 一戸建ての住宅 1件につき <u>47,000円</u> イ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 1件につき 戸数が1戸のもの 47,000円 戸数が2戸以上5戸以下のもの 127,000円

		<p>戸数が6戸以上10戸以下のもの 142,000円</p> <p>戸数が11戸以上25戸以下のもの 187,000円</p> <p>戸数が26戸以上のもの 257,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分 1件につき 床面積の合計 300平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの 115,000円</p> <p>300平方メートル<u>以</u><u>上</u>のもの <u>150,000円</u></p> <p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分 1件につき 床面積の合計 300平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの 253,000円</p>			<p>戸数が6戸以上10戸以下のもの 142,000円</p> <p>戸数が11戸以上25戸以下のもの 187,000円</p> <p>戸数が26戸以上のもの 257,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分 1件につき 床面積の合計 300平方メートル<u>以</u><u>下</u>のもの 115,000円</p> <p>300平方メートル<u>を</u><u>超</u><u>える</u>もの <u>188,000円</u></p> <p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分 1件につき 床面積の合計 300平方メートル<u>以</u><u>下</u>のもの 253,000円</p>
--	--	---	--	--	---

		円 300平方メートル以上のも <u>326,000</u> 円			円 300平方メートルを 超えるもの <u>402,000</u> 円
	備考	<p>1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例によ</p>		備考	<p>1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例によ</p>

り算定した額を合算した額とする。

- 4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この表及び別表第18において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(3) 200平方メートル未満のもの 34,000
円

(4) 200平方メートル以上のもの 42,000
円

- 5 イに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金

り算定した額を合算した額とする。

- 4 アに係る申請書に、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関の登録を受けているものに限る。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この備考において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、42,000円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 5 イに係る申請書（備考1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額

額から減じた金額とする。

(1) 1戸以上のもの 42,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの
117,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの
160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

6 ウに係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第18において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
105,000円

(2) 300平方メートル以上のもの
134,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げ

から減じた金額とする。

(1) 1戸以上のもの 42,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの
117,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 126,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの
160,000円

(5) 26戸以上のもの 212,000円

6 ウに係る申請書（備考1から3までの場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル以下のもの
105,000円

(2) 300平方メートルを超えるもの
161,000円

7 エに係る申請書（備考2又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる

る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
243,000円

(2) 300平方メートル以上のもの
310,000円

8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した額とする。

9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。

10 備考3の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの（以下この表及び別表第18において「登録判定評価機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、

床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル以下のもの
243,000円

(2) 300平方メートルを超えるもの
375,000円

		<p><u>備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。</u></p> <p>1 1 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>				<p>8 法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を、前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>	
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	<p>ア 一戸建ての住宅 変更に係る戸数1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p><u>200平方メートル未満のもの 21,000円</u></p> <p><u>200平方メートル以上のもの 24,000円</u></p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 変更に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が1戸のもの 24,000円</p> <p>戸数が2戸以上5戸以上のもの 64,000円</p>	2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	<p>ア 一戸建ての住宅 変更に係る戸数1件につき <u>24,000円</u></p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分 変更に係る戸数1件につき</p> <p>戸数が1戸のもの 24,000円</p> <p>戸数が2戸以上5戸以上のもの 64,000円</p>

		<p>円</p> <p>戸数が6戸以上10戸以下のもの 71,000円</p> <p>戸数が11戸以上25戸以下のもの 94,000円</p> <p>円</p> <p>戸数が26戸以上のもの 130,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの 58,000円</p> <p>円</p> <p>300平方メートル<u>以</u><u>上</u>のもの <u>75,000</u>円</p> <p>円</p> <p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル<u>未</u><u>満</u>のもの 127,000円</p>			<p>円</p> <p>戸数が6戸以上10戸以下のもの 71,000円</p> <p>戸数が11戸以上25戸以下のもの 94,000円</p> <p>円</p> <p>戸数が26戸以上のもの 130,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル<u>以</u><u>下</u>のもの 58,000円</p> <p>円</p> <p>300平方メートル<u>を</u><u>超</u><u>える</u>もの <u>95,000</u>円</p> <p>円</p> <p>エ 非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル<u>以</u><u>下</u>のもの 127,000円</p>
--	--	---	--	--	---

円
300平方メートル以
上のもの 163,000
円

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例によ

円
300平方メートルを
超えるもの 202,000
円

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体について又は共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じイに定める額と当該共同住宅等のうち共用部分の床面積を非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウに定める額を合算した額とする。
- 2 非住宅建築物の建築物全体について申請する場合の手数料の金額は、当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分の床面積の合計に応じウに定める額と当該非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じエに定める額を合算した額とする。
- 3 複合建築物の建築物全体について又は複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、備考1の例により算定した額と備考2の例によ

り算定した額を合算した額とする。

- 4 アに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(3) 200平方メートル未満のもの 18,000円

(4) 200平方メートル以上のもの 21,000円

- 5 イに係る申請者に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

り算定した額を合算した額とする。

- 4 アに係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は21,000円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 5 イに係る申請者（備考1又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 1戸のもの 21,000円

(2) 2戸以上5戸以下のもの 59,000円

(3) 6戸以上10戸以下のもの 63,000円

(4) 11戸以上25戸以下のもの 80,000円

(5) 26戸以上のもの 107,000円

6 ウに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
53,000円

(2) 300平方メートル以上のもの
67,000円

7 エに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
122,000円

(2) 300平方メートル以上のもの
155,000円

8 備考1の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考5の例により算定した額と備考6の例により算定した額を合算した

6 ウに係る申請書（備考1から3までの場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル以下のもの
53,000円

(2) 300平方メートルを超えるもの
81,000円

7 エに係る申請書（備考2又は3の場合に係るものを含む。）に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次の各号に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル以下のもの
122,000円

(2) 300平方メートルを超えるもの
188,000円

額とする。

9 備考2の場合における申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の額は、備考6の例により算定した額と備考7の例により算定した額を合算した額とする。

10 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考8の例により算定した額と備考9の例により算定した額を合算した額とする。

11 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

8 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第13の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	建築物エ	法第12条の規	ア 非住宅建築物又は複合

別表第18（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額

<u>エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>	<u>定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務</u>	<u>建築物に係る非住宅部分</u> <u>(以下この表において</u> <u>「非住宅建築物等」とい</u> <u>う。)</u> のうち工場等の用 <u>に供する部分(建築物エ</u> <u>ネルギー消費性能基準等</u> <u>を定める省令(平成28</u> <u>年経済産業省令・国土交</u> <u>通省令第1号。以下この</u> <u>表において「省令」とい</u> <u>う。)</u> 第1条第1項第1 <u>号ロに定める基準(以下</u> <u>この表において「第1条</u> <u>モデル建物法基準」とい</u> <u>う。)</u> による判定に係る <u>ものに限る。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの 20,000</u> <u>円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル以</u> <u>下のもの 29,000</u> <u>円</u>			
--------------------------	-------------------------------------	---	--	--	--

			<p>イ <u>非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>(第1条モデル建物法基</u> <u>準による判定に係るもの</u> <u>を除く。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの 22,000</u> <u>円</u> <u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル以</u> <u>下のもの 31,000</u> <u>円</u></p> <p>ウ <u>非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分(第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。)</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u> <u>満のもの 98,000</u> <u>円</u> <u>300平方メートル以</u></p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<u>上500平方メートル以下のもの 129,000円</u> <u>エ 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分以外の部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未満のもの 173,000円</u> <u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 234,000円</u>				
2	建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料	法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能変更適合性判定に関する事務	<u>ア 非住宅建築物等のうち</u> <u>工場等の用に供する部分（第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。）</u> <u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未</u>				

		<p><u>満のもの 10,000</u> 円</p> <p><u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル以</u> <u>下のもの 14,000</u> 円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち</p> <p><u>工場等の用に供する部分</u> <u>(第1条モデル建物法基</u> <u>準による判定に係るもの</u> <u>を除く。)</u></p> <p><u>1件につき</u> <u>床面積の合計</u></p> <p><u>300平方メートル未</u> <u>満のもの 11,000</u> 円</p> <p><u>300平方メートル以</u> <u>上500平方メートル以</u> <u>下のもの 15,000</u> 円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち</p> <p><u>工場等の用に供する部分</u> <u>以外の部分(第1条モデ</u> <u>ル建物法基準による判定</u> <u>に係るものに限る。)</u></p>			
--	--	--	--	--	--

			<p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの 50,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの 65,000 円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデ ル建物法基準による判定 に係るものを除く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計</p> <p>300平方メートル未 満のもの 87,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの 117,000 円</p>				
3	軽微変更 該当証明	法第12条の規 定に基づく建築	ア 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分				

申請手数料	物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する事務		<p>(第1条モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 (第1条モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 15,000円</p>				
-------	----------------------------	--	--	--	--	--	--

			<p>円</p> <p>ウ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 50,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの 65,000 円</p> <p>エ 非住宅建築物等のうち 工場等の用に供する部分 以外の部分（第1条モデル 建物法基準による判定 に係るものを除く。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 87,000 円</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<u>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの</u> <u>117,000円</u>				
		<u>備考</u> <u>1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。</u> <u>2 非住宅建築物等（工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。）について判定を受ける場合の手数料の額は、ア若しくはイに定める額とウ若しくはエに定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じウ若しくはエに定める額のいずれか低い額とする。</u>					
<u>4</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	ア 非住宅建築物等（省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準（以下この表において「第10条モデル建	<u>1</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	法第30条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	<u>1件につき</u> ア 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

<p>手数料</p>		<p><u>物法基準</u>という。)による認定に係るものに限る。)</p> <p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの <u>129,000円</u></p> <p>イ <u>非住宅建築物等(第10条モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)</u> 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 173,000</p>	<p>手数料</p>	<p>(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この表において「モデル建物法基準」という。)に適合するもの。)</p> <p>床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの <u>170,000円</u></p> <p>イ <u>非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準(以下この表において「標準入力法等基準」という。)に適合するもの。)</u></p>
------------	--	--	------------	---

		<p>円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル以下のもの <u>234,000</u></p> <p>円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p> <p><u>1件につき</u></p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上500平方メートル以下のもの 43,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの</p> <p>申請に係る戸数<u>1件につき</u></p>		<p>床面積の合計</p> <p>300平方メートル未満のもの 173,000円</p> <p>300平方メートル以上500平方メートル未満のもの <u>300,000</u>円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 43,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの</p>
--	--	---	--	---

			<p>4戸以下のもの 237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数<u>1件につき</u></p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>				<p>237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>
		<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建</p>				<p>備考</p> <p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算出する。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建</p>	

建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

4 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの

建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。

3 アに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

4 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
163,000円

163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

38,000円

6 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

5 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した、法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「住宅誘導基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 200平方メートル未満のもの

34,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

38,000円

6 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

		<p>249,000円</p> <p>7 オに係る申請書に、<u>登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証</u>又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>8 <u>備考2</u>の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>備考3</u>又は<u>備考4</u>の例により算定した額と<u>備考6</u>又は<u>備考7</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 法第<u>35</u>条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>			<p>249,000円</p> <p>7 オに係る申請書に、<u>住宅誘導基準適合証</u>又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 4戸以下のもの 119,000円</p> <p>(2) 5戸以上15戸以下のもの 141,000円</p> <p>8 <u>2</u>の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、<u>3</u>又は<u>4</u>の例により算定した額と<u>6</u>又は<u>7</u>の例により算定した額を合算した額とする。</p> <p>9 法第<u>30</u>条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>		
5	建築物エネルギー消費性能向上計画	法第 <u>36</u> 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	ア <u>非住宅建築物等（第10条モデル建物法基準による認定に係るものに限る。）</u>	2	建築物エネルギー消費性能向上計画	法第 <u>31</u> 条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	1件につき ア <u>非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（モデル建物法基準に適</u>

変更認定申請手数料	の変更認定	<p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 50,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの <u>65,000</u> 円</p> <p>イ 非住宅建築物等（第1 0条モデル建物法基準に よる認定に係るものを除 く。）</p> <p>1件につき 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 87,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの <u>117,000</u> 円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p> <p>1件につき 床面積の合計</p>	変更認定申請手数料	の変更認定	<p>合するもの。） 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 50,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル未 満のもの <u>86,000</u> 円</p> <p>イ 非住宅建築物又は複合 建築物のうち非住宅部分 （標準入力法等基準に適 合するもの。）</p> <p>床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 87,000 円</p> <p>300平方メートル以 上500平方メートル未 満のもの <u>151,000</u> 円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅</p> <p>床面積の合計 200平方メートル未</p>
-----------	-------	---	-----------	-------	--

		<p>200平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの 申請に係る戸数<u>1件につき</u></p> <p>4戸以下のもの 119,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 135,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数<u>1件につき</u></p> <p>4戸以下のもの</p>			<p>満のもの 21,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>エ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 119,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 135,000円</p> <p>オ 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの 申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 65,000円</p>
--	--	--	--	--	--

		65,000円 5戸以上15戸以下の もの 81,000円			5戸以上15戸以下の もの 81,000円
	備考	<p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p> <p>4 アに係る申請書に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適</u></p>		備考	<p>1 2以上の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該建築物ごとに算定する。</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物を追加する場合の当該他の建築物に係る手数料の金額は、前記の手数料の金額にかかわらず、この項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の金額に相当する額とする。</p> <p>3 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該建築物のうち住戸の部分の戸数に応じエ又はオに定める額を合算した額とする。</p> <p>4 アに係る申請書に、<u>非住宅誘導基準適合証の添付がある場合</u>の手数料の金額は、次</p>

合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 56,000円

5 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 82,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 108,000円

6 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの

に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 45,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 72,000円

5 イに係る申請書に、非住宅誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 300平方メートル未満のもの 82,000円
- (2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 137,000円

6 ウに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの

18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

20,000円

7 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

125,000円

8 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

71,000円

9 備考3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、備考4又は備考5の例により算定した額と備考7又

18,000円

(2) 200平方メートル以上のもの

20,000円

7 エに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 114,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

125,000円

8 オに係る申請書に、住宅誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 60,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの

71,000円

9 3の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、4又は5の例により算定した額と7又は8の例により算

		は備考8の例により算定した額を合算した額とする。 10 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。			定した額を合算した額とする。 10 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、別表第14の1の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。	
6	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。） 1件につき 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 129,000円 イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。）	3	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定 1件につき ア 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するものの。） 床面積の合計 300平方メートル未満のもの 98,000円 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 170,000円 イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合するものの。）

		<p><u>1件につき</u> 床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 173,000 円 300平方メートル以 上500平方メートル以 下のもの <u>234,000</u> 円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（省令 第1条第1項第2号イ (2)i及び同号ロ(2)に定 める基準による認定に係 るものに限る。）</p> <p><u>1件につき</u> 床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000 円 200平方メートル以 上のもの 22,000 円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（省令 第1条第1項第2号イ (2)i及び同号ロ(2)に定</p>			<p>床面積の合計 300平方メートル未 満のもの 173,000 円 300平方メートル以 上500平方メートル未 満のもの <u>300,000</u> 円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（省令 第1条第1項第2号イ (2)i及び同号ロ(2)に定 める基準による認定に係 るものに限る。）</p> <p>床面積の合計 200平方メートル未 満のもの 21,000 円 200平方メートル以 上のもの 22,000 円</p> <p>エ 一戸建ての住宅（省令 第1条第1項第2号イ (2)i及び同号ロ(2)に定</p>
--	--	---	--	--	---

		<p>める基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>1件につき</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 43,000円</p> <p>オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)</p> <p>申請に係る戸数 <u>1件につき</u></p> <p>4戸以下のもの 102,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 117,000円</p> <p>カ 共同住宅等であって、</p>			<p>める基準による認定に係るものを除く。)</p> <p>床面積の合計</p> <p>200平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>200平方メートル以上のもの 43,000円</p> <p>オ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの(省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。)</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 102,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 117,000円</p> <p>カ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネ</p>
--	--	---	--	--	--

			<p>共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>4戸以下のもの 237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>4戸以下のもの 58,000円</p>			<p>ルギー消費量を算出するもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 237,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 269,000円</p> <p>キ 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものに限る。）</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 58,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 76,000円</p>
--	--	--	--	--	--	---

			<p>5戸以上15戸以下のもの 76,000円</p> <p>ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数1件につき</p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>			<p>ク 共同住宅等であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算出しないもの（省令第1条第1項第2号イ(2)ii及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るものを除く。）</p> <p>申請に係る戸数</p> <p>4戸以下のもの 129,000円</p> <p>5戸以上15戸以下のもの 161,000円</p>	
備考			<p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物調査機関</u>が作成した当該申請に係る法第2条第1項</p>	備考			<p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じア又はイに定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じオからクまでのいずれかに定める額を合算した額とする。</p> <p>2 アに係る申請書に、<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>が作成した当該申請に</p>

第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 113,000円

3 イに係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル以下のもの 218,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そ

係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「非住宅基準適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
88,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 143,000円

3 イに係る申請書に、非住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 300平方メートル未満のもの
163,000円

(2) 300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 273,000円

4 ウに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「住宅基準適

れぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
16,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
17,000円

5 エに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
38,000円

6 オに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

合証という。)又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
16,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
17,000円

5 エに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 200平方メートル未満のもの
34,000円
- (2) 200平方メートル以上のもの
38,000円

6 オに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
97,000円

7 カに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

8 キに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
56,000円

9 クに係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、

(1) 4戸以下のもの 92,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
97,000円

7 カに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 227,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
249,000円

8 キに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 48,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
56,000円

9 クに係る申請書に、住宅基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を

それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
141,000円

10 備考1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、備考2又は備考3の例により算定した額と備考6から備考9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 4戸以下のもの 119,000円

(2) 5戸以上15戸以下のもの
141,000円

10 1の場合に係る申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と6から9までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。